

草津市告示第117号

草津市り災見舞金およびり災用慰金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市り災見舞金およびり災用慰金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市り災見舞金およびり災用慰金交付要綱（昭和58年草津市告示第57号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 <現行どおり> （遺族の範囲） 第7条 <現行どおり> （1）配偶者（本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者および本人との間で草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱（ <u>令和6年草津市告示第45号</u> ）第7条に定めるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者を含む。） （2）<現行どおり> 2 <現行どおり> 第8条～第9条 <現行どおり>	第1条～第6条 <省略> （遺族の範囲） 第7条 <省略> （1）配偶者（本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） （2）<省略> 2 <省略> 第8条～第9条 <省略>

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第118号

草津市たばこ小売人連盟活動事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市たばこ小売人連盟活動事業補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市たばこ小売人連盟活動事業補助金交付要綱（平成31年草津市告示第125号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第119号

草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会開催要綱（令和5年草津市告示第152号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
草津市市制施行70周年記念事業<u>実行委員会</u>開催要綱 （目的） 第1条 この要綱は、草津市市制施行70周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）の開催に必要な事項を定め、本市の市制施行70周年記念事業の実施に当たり、<u>意見・助言を求めることおよび市制施行70周年記念式典をともに開催すること</u>を目的とする。 （委員会の委員） 第2条 <u>委員会</u>は、委員15人以内で開催する。 2 <u>委員会</u>の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。 (1)～(4) <現行どおり> （役割） 第3条 委員は、次に掲げる事項を<u>役割</u>とする。 (1) 市制施行70周年記念事業における事業の展開についての<u>意見交換を行うこと</u>。 (2) 市制施行70周年記念式典を実施すること。 (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める<u>こと</u>。 （会長および副会長） 第4条 <u>委員会に会長および副会長</u>をそれぞれ1人置く。 2 <u>会長および副会長は、委員会において決定する。</u> 3 <u>会長は、委員会の進行を行う。</u> 4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> （会議） 第5条 <u>委員会の会議</u>は、市長が招集する。 2 <現行どおり> （事務局） 第6条 <u>委員会の事務局</u>は、総合政策部企画調整課に置く。	草津市市制施行70周年記念事業<u>推進懇話会</u>開催要綱 （設置） 第1条 この要綱は、草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、本市の市制施行70周年記念事業の実施に当たり、<u>事業展開の方向性等について、意見を交換すること</u>を目的とする。 （懇話会の委員） 第2条 <u>懇話会</u>は、委員15人以内で開催する。 2 <u>懇話会</u>の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。 (1)～(4) <省略> （役割） 第3条 委員は、次に掲げる事項について<u>意見の交換を行うもの</u>とする。 (1) 市制施行70周年記念事業における事業の展開に関する<u>こと</u>。 <改正後に新設> (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める<u>事項</u> （座長および副座長） 第4条 <u>懇話会に座長および副座長</u>をそれぞれ1人置く。 2 <u>座長および副座長は、委員の互選により定める。</u> 3 <u>座長は、懇話会の進行を行う。</u> 4 <u>副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> （会議） 第5条 <u>懇話会の会議</u>は、市長が招集する。 2 <省略> （庶務） 第6条 <u>懇話会の庶務</u>は、総合政策部企画調整課に<u>おいて行う</u>。

改正後	改正前
(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、 <u>委員会</u> の開催 に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、 <u>懇話会</u> の開催 に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第120号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 41件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 1件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 51件 |
| (4) 市県民税特別徴収督促状 | 3件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 2件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 2件 |

計100件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年4月8日に送達があったものとみなす。

管 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
門 宏久	彦根市後三条町64番地2 (205号)	令和5年度第4期	国民健康保険税
西村 嗣弥	草津市平井五丁目3番1-1307号 クレール平井	令和5年度第4期	
梶原 由佳	草津市平井四丁目4番22号	令和5年度第4期	
今井 博之	草津市西沢川一丁目10番43-303号 エクセレント中村1号棟	令和5年度第4期	
川上 基	草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88	令和5年度第4期	
北川 正晃	草津市上笠三丁目6番1-11号 東和ハイツ	令和5年度第4期	
新庄 三次	草津市下笠町1426番地	令和5年度第4期	
ENDO ALESSANDRO KIYOSHI	草津市東草津三丁目16番7-207号 ハイツ高樋	令和5年度第4期	
駒井 泰秋	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール	令和5年度第4期	
若井 博之	草津市草津一丁目8番17-303号 プレアール草津	令和5年度第4期	
白田 和彦	草津市草津四丁目1番26-1314号 ハイツ宮の森	令和5年度第4期	
上地 伸昭	草津市草津町1668番地1-309 メゾン昂	令和5年度第4期	
森 美咲	草津市草津町1874番地19	令和5年度第4期	
吉田 椿志	草津市西大路町6番33-205号 グラヴィA棟	令和5年度第4期	
新垣 雅三	草津市青地町213番地1-402 デイアコート青地II	令和5年度第4期	
佐々利 淳	草津市青地町663番地1 シャーマンソング地 203号	令和5年度第4期	
牧内 廉	草津市山寺町492番地1-1311 エンゼルプラザ草津	令和5年度第4期	
PHAM QUY MANH	草津市岡本町470番地205 Antevorite	令和5年度第4期	
宮永 浩二	草津市追分三丁目22番19-332号 草津ロイヤルマンション	令和5年度第4期	
長谷川 進	草津市追分二丁目8番7-103号 レオパレスEfini II	令和5年度第4期	
阿部 光喜	草津市追分南三丁目17番39-203号 コーポサカエ	令和5年度第4期	
谷内 潔	草津市東矢倉一丁目3番1-101号 セイバリー東矢倉	令和5年度第4期	
池内 博	草津市東矢倉二丁目4番40号	令和5年度第4期	
志摩 文虎	草津市東矢倉二丁目7番7号 エンゼルプラザ 南草津駅前209号	令和5年度第4期	
NGUYEN NGOC THANH	草津市野路町三丁目8番5-103号 レオパレス Raccoon D-5	令和5年度第4期	
岩本 尚大	草津市矢郷町105番地1-401 カース・ソラッソ	令和5年度第4期	
KAYEMBA HENRY	草津市笠山一丁目4番10-420号 リバティヒルズII	令和5年度第4期	
泉 敬人	草津市笠山五丁目3番27-753号 クレスト草津	令和5年度第4期	
野町 和正	草津市笠山二丁目12番11-105号 レオパレス ルーチェ笠山	令和5年度第4期	
島田 誠之	草津市笠山四丁目12番19号	令和5年度第4期	
宮城 秀光	大阪府守口市佐太東町1丁目31番16号	令和5年度第4期	
秦木 洋一	兵庫県明石市魚住町金ヶ崎566番地の1 レオネクスウリュウ209号	令和5年度第4期	
原田 雅浩	福井県福井市三の宮2丁目3番8号 (207号)	令和5年度第4期	
土原 隆弘	石川県白山市三幸町80番地 ティースガーデン202号室	令和5年度第4期	
RIZKY ALAMSYAH	インドネシア	令和5年度第4期	
ZHANG YING ZI	カナダ	令和5年度第4期	
VU THUY VAN	ベトナム	令和5年度第4期	
DIEP VAN PHONG	ベトナム	令和5年度第4期	
QUACH VAN THANH	ベトナム	令和5年度第4期	
TRAN NGOC THAI	ベトナム	令和5年度第4期	
NGUYEN THI QUYNH NGA	ベトナム	令和5年度第4期	
山本 美知子	草津市野村六丁目16番16号	令和5年度第3期	
藤野 泰行	草津市新笠町202番地		令和5年度第8期
田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポールI		令和5年度第8期
小林 武史	草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイツ		令和5年度第8期
太崎 巧	草津市平井三丁目1番15-11号 森江マンション		令和5年度第8期
塩見 由佳	草津市平井四丁目4番22号		令和5年度第8期
高木 健吾	草津市西沢川一丁目14番12-412号 APEX FLAT. R		令和5年度第8期
寶角 政保	草津市野村八丁目9番9号		令和5年度第8期
横江 尚志	草津市上笠一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠		令和5年度第8期
横江 尚志	草津市下笠町1020番地2 スチュージェント宇野 1302号		令和5年度第8期
新庄 三次	草津市下笠町1426番地		令和5年度第8期
大比賀 光樹	草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ高樋 306号		令和5年度第8期
駒井 景子	草津市東草津三丁目9番33-403号 プリムヴェール		令和5年度第8期
山根 咲	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和5年度第8期

丹羽 一美	草津市西草津二丁目3番24-302号 ハイヅ・じゅえる		令和5年度第8期
西原 竜一	草津市西草津二丁目8番30号		令和5年度第8期
井之口 武	草津市西草津二丁目8番49号		令和5年度第8期
森 美咲	草津市草津町1874番地19		令和5年度第8期
LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市草津町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ書院館 1709号		令和5年度第8期
中島 瑛汰	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ書院館		令和5年度第8期
廣田 馨	草津市山寺町476番地401 プライムコム草津		令和5年度第8期
待島 真貴	草津市退分二丁目4番35-310号 レオパレスサニービルズ		令和5年度第8期
長谷川 准	草津市退分二丁目8番7-103号 レオパレスサニービルズ		令和5年度第8期
村上 宏広	草津市退分八丁目1番1-202号 ハイヅフナガ		令和5年度第8期
山下 優斗	草津市退分南九丁目5番16号		令和5年度第8期
井手日 芳弘	草津市退分南三丁目2番36号		令和5年度第8期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第1期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第2期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第3期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第4期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第5期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第6期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第7期
ZHU LONGFEI	草津市退分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ		令和5年度第8期
PLAO YUCHENG	草津市南草津三丁目7番地9-208 ヴェルジュ南草津Ⅱ		令和5年度第8期
坂本 昭	草津市南草津三丁目7番地9-208 ヴェルジュ南草津Ⅱ		令和5年度第8期
田中 利奈	草津市木川町952番地28		令和5年度第8期
FANG HAOZHE	草津市木川町952番地5		令和5年度第8期
LIU ZHIKAI	草津市野路東五丁目13番7-1209号 梨桃Ⅲ書院		令和5年度第8期
XUE MIAO	草津市野路東六丁目1番15-406号 エミナル南草津		令和5年度第8期
DU KUNXIN	草津市野路一丁目12番40-708号 クレイトウール21		令和5年度第8期
井上 健	草津市野路九丁目1番40-1108号 グッドライフ南草津Ⅰ		令和5年度第8期
平野 誠士	草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック		令和5年度第8期
浅野 成人	草津市橋岡町3番地14		令和5年度第8期
斎藤 一	草津市大橋町105番地1-523 カニー・ソラッソ		令和5年度第8期
岡本 庄司	草津市南草津三丁目2番15-1号		令和5年度第8期
藤井 翠哉	草津市南草津三丁目6番6-402号 ユニオンビル		令和5年度第8期
泉 悠人	草津市南草津二丁目9番3号		令和5年度第8期
NGUYEN THI MINH HUYN	草津市笠山五丁目3番27-753号 クレスト草津		令和5年度第8期
CHENG ERXI	草津市笠山二丁目1番18-201号 シタイハイム梨園		令和5年度第8期
XIE JINTAO 謝 錦輝	草津市笠山二丁目4番50-403号 Parkレジデンス笠山		令和5年度第8期
伊根 勲	大阪市浪速区敷津東2丁目4-11 THE CROSS CITY TOWER 2801		令和5年度第8期
	沖縄県八重瀬町字外間17-1 廣管外間高層住宅 213号		令和5年度第8期

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
山田環境サービス 株式会社	愛知県一宮市猿海道1丁目9番7号シャイニングⅡ201	令和5年 12月分
山田環境サービス 株式会社	愛知県一宮市猿海道1丁目9番7号シャイニングⅡ201	令和6年 1月分
HAL 川越康之	愛知県西尾市戸ヶ崎5-3-13	令和6年 1月分

差 押 調 書 (謄本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
藤田 優太	草津市大路一丁目4番12号大丸ソイビル 301号	発番 令和6年 1月29日 草納発第2116号
MA XIAOCHEN	草津市岡本町1380番地1-1308グリーンロード山手	発番 令和6年 2月 9日 草納発第2214号

配 当 計 算 書 (謄本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
藤田 優太	草津市大路一丁目4番12号大丸ソイビル 301号	発番 令和6年 2月16日 草納発第2277号
MA XIAOCHEN	草津市岡本町1380番地1-1308グリーンロード山手	発番 令和6年 3月 8日 草納発第2404号

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第121号

草津市消防団員互助会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市消防団員互助会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市消防団員互助会事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第71号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (補助対象事業等) 第2条 補助金の対象事業、補助対象経費および補助額は、別表のとおりとする。 第3条～第4条 <現行どおり> 別表(第2条関係)	第1条 <省略> (補助対象事業等) 第2条 補助対象事業は、互助会が実施する事業とし、補助基本額および補助率は、別表のとおりとする。 第3条～第4条 <省略> 別表(第2条関係)

改正後			改正前	
対象事業	補助対象経費	補助額	補助基本額	補助率
健康サポート助成事業	人間ドック等の健康診断を希望する団員に対し費用の一部を助成するための経費	150,000円（1人上限額30,000円）	草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号）第9条の規定により、全団員に対して支給される年額報酬の合計額の相当額	8%
福祉共済加入事業	全団員が消防団員福祉共済制度に加入するために必要とする経費	事業費の全額	全団員が消防団員福祉共済制度に加入するために必要とする金額	100%
B型火災共済加入事業	全団員が全日本消防人共済会火災共済（B型火災共済）に加入するために必要とする経費	事業費の全額	全団員が全日本消防人共済会火災共済（B型火災共済）に加入するために必要とする金額	100%

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第122号

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、草津市消防団の組織に関する規則（昭和41年草津市規則第1号）第3条第1項に規定する消防団員（以下「団員」という。）が災害等の現場に、より迅速に出動できるよう、運転免許を取得した団員に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも

該当する団員のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する第一種準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得した者とする。

- 平成29年3月12日以後に普通自動車免許を取得した団員
- 補助の交付を受ける目的が、草津市が所有する草津市消防団の消防ポンプ車等の車両の運転に資するものであること
- 申請を行う日において市税等に滞納がないこと
- 準中型免許を取得した後、継続して5年以上活動できる団員
- 所属する分団長が推薦する団員

（補助対象経費および額）

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- 自動車教習所の受講に要する経費
- 自動車の運転に関する技能および知識の教習に要する経費（正規の教習時間に係るものに限る。）
- 自動車教習所で受ける修了検定および卒業検定に

要する経費（再試験等の追加の費用は除く。）

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費のうち補助対象者が負担した額とし、17万1,000円を限度とする。

（交付申請書の添付書類）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通自動車免許証の写し

(2) 前条第1項に規定する経費を証する書類

(3) 所属する分団長からの推薦書（別記様式第1号）

（実績報告書の添付書類）

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期日は申請した同年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 取得した準中型免許証の写し

(2) 第3条第1項に規定する経費の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の取消し）

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金を交付の決定を受けたとき

(2) 第2条第4号の要件を満たさなくなったとき

2 前項の規定による取消しを行ったときは、草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により申請者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第7条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合に、既に補助金が交付されているときは、草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金返還命令書（別記様式第3号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前条第1項第2号に該当し補助金を返還する場合の額は、交付された補助金額から、交付された補助金額を5で除した金額に補助金を交付されてから草津市消防団員として活動した年数を乗じた金額を減じた額とする。ただし、草津市消防団員として活動した年数が1年に満たない年があるときは、その年は含めない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、補助対象者の責めに帰することができない理由によりやむを得ないと認めたときは、補助金の返還を求めないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

推 薦 書

草津市消防団 分団
氏 名

上記の者は草津市消防団員自動車免許取得費補助金交付要綱第2条の各号に該当することから、申請者に推薦します。

年 月 日

草津市長 様

推薦人（自署）
草津市消防団 分団 分団長
氏 名 印

様式第2号（第6条第2項関係）

草津発第 号
年 月 日

様

草津市長

㊟

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および草津市消防団員自動車免許取得費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（全部・一部）を取消しましたので、通知します。

決定の区分	一部取消し ・ 全部取消し
交付決定額	円
取消し金額	円
取消し後交付決定額	円
取消しの理由	

様式第 3 号（第 7 条第 1 項関係）

草 津 市 公 報
第 7 号 348

様

草津市長

◎

草津市消防団員準中型自動車免許取得費補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第 18 条および草津市消防団員自動車免許取得費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 123 号

草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付
要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、震災時における電気に起因する火災被害の軽減と市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における感震ブレーカーとは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 分電盤タイプ センサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断し、また一般

社団法人日本配線システム工業会の感電機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造および機能を有するもの

- (2) 簡易タイプ 揺れによりおもりが落下したり、振り子が作動したりすることで、重力やバネの力でブレーカーが作動して電力供給を遮断するもの
- (3) コンセントタイプ コンセントに内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給を遮断するもの

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、感震ブレーカーの設置を、交付決定通知を受けた日の属する年度内に完了できる者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 感震ブレーカーを新設予定であること。
- (4) 新築の住居でないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 感震ブレーカーと同等の機能を有する分電盤が住居に設置されていないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 感震ブレーカーの購入および設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する金額とし、2 万円を限度額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書の添付書類)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 感震ブレーカーの購入および設置する工事に要する経費の見積書の写し
- (2) 感震ブレーカーの仕様がわかる書類（カタログ等）
- (3) 感震ブレーカーの設置予定箇所が確認できる写真（実績報告書の添付書類）

第 7 条 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期日は、申請した同一年度内とする。

- (1) 領収書等設置に要した経費が確認できる書類の写し
- (2) 取り付けた感震ブレーカーの写真
- 付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済み) |

草津市告示第124号

草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱

草津市特定開発行為等に関する指導要綱(平成24年草津市告示第219号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (定義) 第2条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1)~(2) <現行どおり> ア~エ <現行どおり> <改正前を削る> 3 <現行どおり> 第3条~第9条 <現行どおり> 別記様式第1号~別記様式第10号 <現行どおり>	第1条 <省略> (定義) 第2条 <省略> 2 <省略> (1)~(2) <省略> ア~エ <省略> <u>オ</u> 駐車場を併設する大規模量販店、遊戯場、 ファミリーレストラン、コンビニエンスストア その他の市長が必要と認める集客施設を建築する行為 3 <省略> 第3条~第9条 <省略> 別記様式第1号~別記様式第10号 <省略>

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市特定開発行為等に関する指導要綱の規定は、施行日以後に特定開発行為等協議書の提出のある特定開発行為等について適用し、同日前に提出された特定開発行為等については、なお従前の例による。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第125号

草津市中高層建築物に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市中高層建築物に関する指導要綱の一部を改正する要綱
草津市中高層建築物に関する指導要綱（平成5年草津市告示第107号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 <現行どおり> （標識の設置） 第5条 建築主等は、中高層建築物の建築を計画したときは、建築確認申請書または計画通知書（以下「確認通知書」という。）を建築主事等に提出しようとする60日前までに、建築予定敷地内の見やすい場所に、建築計画の概要を示す標識（別記様式第3号）を設置しなければならない。 2 <現行どおり> 第6条～第8条 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第4号 <現行どおり>	第1条～第4条 <省略> （標識の設置） 第5条 建築主等は、中高層建築物の建築を計画したときは、建築確認申請書または計画通知書（以下「確認通知書」という。）を建築主事に提出しようとする60日前までに、建築予定敷地内の見やすい場所に、建築計画の概要を示す標識（別記様式第3号）を設置しなければならない。 2 <省略> 第6条～第8条 <省略> 別記様式第1号～別記様式第4号 <省略>

付 則
（施行期日）

- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の草津市中高層建築物に関する指導要綱の規定は、施行日以後に中高層建築物計画書の提出のある特定開発行為等について適用し、同日前に提出された特定開発行為等については、なお従前の例による。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第126号

草津市生活サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市生活サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市生活サポート事業実施要綱（平成29年草津市告示第47号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第5条 <現行どおり> （サービス単価）	第1条～第5条 <省略> （サービス単価）

改正後	改正前
第6条 この事業のサービス単価は、1回60分につき、 <u>1,300円</u> とする。 第7条～第16条 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第2号 <現行どおり>	第6条 この事業のサービス単価は、1回60分につき、 <u>1,150円</u> とする。 第7条～第16条 <省略> 別記様式第1号～別記様式第2号 <省略>

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市生活サポート事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にある用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第127号

草津市認可外保育施設指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市認可外保育施設指導要綱の一部を改正する要綱

草津市認可外保育施設指導要綱（令和4年草津市告示第32号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第8条 <現行どおり> (揭示事項) 第9条 届出対象施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に揭示するとともに、 <u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するものとする。</u> (1)～(14) <現行どおり> 第10条～第18条 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第13号 <現行どおり>	第1条～第8条 <省略> (揭示事項) 第9条 届出対象施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に揭示するものとする。 (1)～(14) <省略> 第10条～第18条 <省略> 別記様式第1号～別記様式第13号 <省略>

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー
 - (2) 所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津
滋賀ビル3階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
市県民税（普通徴収）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカート
 - (2) 所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津
滋賀ビル2階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
市県民税（普通徴収）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第130号

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱（平成18年草津市告示第210号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する意思疎通支援を行う者（手話通訳者および要約筆記者をいう。以下同じ。）の派遣の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この要綱において「手話通訳者」とは、手話通訳士の資格を有する者（厚生労働大臣が認定した手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格した者）、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験に合格した者または都道府県もしくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）で実施された手話通訳者登録試験に合格した者をいう。 2 この要綱において「要約筆記者」とは、一般社団法人要約筆記者認定協会が実施する全国統一要約筆記者認定試験に合格した者または都道府県もしくは指定都市で実施された要約筆記者登録試験に合格した者をいう。 第3条～第9条 <現行どおり> （実績報告） 第10条 手話通訳者等は、派遣の業務を完了したときは、速やかに派遣実績報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。 第11条～第12条 <現行どおり> 別記様式第1号（第7条関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第2号～別記様式第3号 <現行どおり> 別記様式第4号（第10条関係） （別添2-1のとおり）	（趣旨） 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号に規定する意思疎通支援を行う者（手話通訳者および要約筆記者をいう。以下同じ。）の派遣の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この要綱において「手話通訳者」とは、<u>滋賀県聴覚障害者福祉協会が実施する手話通訳者認定試験に合格した者</u>、手話通訳士の資格を有する者または都道府県もしくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市で実施された手話通訳者登録試験に合格した者をいう。 2 この要綱において「要約筆記者」とは、<u>滋賀県が主催する要約筆記養成講座を修了し、滋賀県聴覚障害者福祉協会が実施する要約筆記者認定試験に合格した者</u>をいう。 第3条～第9条 <省略> （実績報告） 第10条 手話通訳者等は、派遣の業務を完了した日から7日以内に派遣実績報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。 第11条～第12条 <省略> 別記様式第1号（第7条関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第2号～別記様式第3号 <省略> 別記様式第4号（第10条関係） （別添2-2のとおり）

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別添1－1

別記

様式第1号(第7条関係)

草津市手話通訳者または要約筆記者派遣申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
団体名
氏名(担当者)
TEL
FAX

方 法	☐ 手話通訳 ☐ 要約筆記		
対 象 者	(ふりがな)	年 齢	歳
対 象 者 連 絡 先	※不特定多数の者が参加する催しの場合、(市西)と記入		
派 遣 日 時	☐ 申請者と同じ (住 所)		
派 遣 場 所	TEL FAX		
催しまたは 行 事 名	開始： 午前・午後 時 分 終了： 午前・午後 時 分		
通訳または 要約の内容	(会場名)		
待ち合わせ	(住 所)		
連 絡 事 項	TEL		
待ち合わせ	*時 間 *場 所 午前・午後 時 分		
連 絡 事 項	*打ち合わせの有無： 有・無		
要約筆記方法 ☐ OHP ☐ OHC ☐ ノートテイク ☐ パソコン ☐ その他()	通訳者人数 人		

別添1－2

別記様式第1号(第7条関係)

草津市手話通訳者または要約筆記者派遣申請書

草津市長 宛

申請日 年 月 日

方 法	手話通訳 要約筆記 (希望の方法を囲む。)		
氏 名	(ふりがな)	年 齢	歳
連 絡 先	(住 所)		
派 遣 日 時	TEL FAX 開始： 午前・午後 時 分 終了： 午前・午後 時 分		
派 遣 場 所	(会場名)		
催しまたは 行 事 名	(住 所)		
通訳または 要約の内容	TEL		
待ち合わせ	*時 間 *場 所 午前・午後 時 分		
連 絡 事 項	*打ち合わせの有無： 有・無		
要約筆記方法 OHP OHC ノートテイク パソコン その他()	通訳者人数 人		

別添 2 - 1

様式第 4 号 (第 10 条関係)

派遣実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

氏名

派遣年月日		年 月 日 ()			
時 間	待ち合わせ 開 始 終 了	午前・午後 午前・午後 午前・午後	時 分 時 分 時 分		
対 象 者					
場 所					
複数派遣時の 同 行 者 名					
内 容					
所 感					

別添 2 - 2

様式第 4 号 (第 10 条関係)

派遣実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

氏名

印

派遣年月日		年 月 日 ()			
時 間	待ち合わせ 開 始 終 了	午前・午後 午前・午後 午前・午後	時 分 時 分 時 分		
対 象 者					
場 所					
複数派遣時の 同 行 者 名					
内 容					
所 感					

(令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 3 1 号

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱および草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱および草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

(草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱 (平成 1 8 年草津市告示第 2 1 3 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この要綱は、障害児および障害者 (以下「障	(趣旨) 第 1 条 この要綱は、障害児および障害者 (以下「障

改正後	改正前
害者等」という。)の家族の就労の支援および障害者等を日常的に援護している家族の一時的な休息を提供するため、障害者等の活動の場を確保するとともに日常生活上必要な訓練等を実施することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第5項</u>に規定する自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業のうち草津市障害者等日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。 第2条～第9条 <現行どおり> 別表 <現行どおり> 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第2号 <現行どおり> 別記様式第3号（第7条第1項関係） （別添2-1のとおり）	害者等」という。)の家族の就労の支援および障害者等を日常的に援護している家族の一時的な休息を提供するため、障害者等の活動の場を確保するとともに日常生活上必要な訓練等を実施することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。<u>以下「法」という。）第77条第3項</u>に規定する自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業のうち草津市障害者等日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。 第2条～第9条 <省略> 別表 <省略> 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第2号 <省略> 別記様式第3号（第7条第1項関係） （別添2-2のとおり）

（草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱の一部改正）

第2条 草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱（平成30年草津市告示第245号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供することにより、障害者の社会参加を促進することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第5項</u>に規定する自立した日常生活または社会参加を営むために必要な事業のうち草津市重度障害者大学修学支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。 第2条～第13条 <現行どおり> 別表 <現行どおり> 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添3-1のとおり） 別記様式第2号 <現行どおり> 別記様式第3号（第7条関係） （別添4-1のとおり） 別記様式第4号（第9条第1項関係） （別添5-1のとおり）	（趣旨） 第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供することにより、障害者の社会参加を促進することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第3項</u>に規定する自立した日常生活または社会参加を営むために必要な事業のうち草津市重度障害者大学修学支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。 第2条～第13条 <省略> 別表 <省略> 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添3-2のとおり） 別記様式第2号 <省略> 別記様式第3号（第7条関係） （別添4-2のとおり） 別記様式第4号（第9条第1項関係） （別添5-2のとおり）

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市障害者等日中一時支援事業利用（変更）申請書		年	月	日
草津市長	宛			
住 所				
氏 名				

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用者負担を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の課税状況について草津市職員が調査することを承諾します。

記						
申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名 (個人番号)					
	住 所					
フリガナ		電話番号（－）				
支給申請に係る 障害者等の氏名 (個人番号)		生年月日	年	月	日	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		

他のサービス 利用の状況	障害福祉 サービス	障害支援 区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
	利用中のサービスの種類と内容等					
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5		
	利用中のサービスの種類と内容等					

※裏面の「利用者の状況」も記入してください。

利 用 者 の 状 況

利用者氏名						
生 年 月 日	年	月	日	(現在 歳)		
住 所	〒－					
緊急連絡先	電話－					
手帳等について	・身体障害者手帳（種 級）障害名（） ・療育手帳（A 1・A 2・B 1・B 2） ・精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級） ・その他（）					
教育	・学校・幼稚園等在学中・（年）特別支援クラス・一般クラス ・学校卒業（年）特別支援クラス・一般クラス ・不就学					
通所先	施設名（）					
利用希望 事業所名						
利用希望回数	月	回	／週	回（曜日）	・	月 日利用開始希望
長期休暇時 （夏季等）利用	（）希望する	希望回数（日）	（）希望しない			
医療的ケアや介護時の注意事項（できるだけ詳しく記入してください。）						
家族構成	氏 名	続柄	年齢	就労の有無 (常勤・パート)・学生	勤務 時間	備考 (介護・送迎可能等)

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市障害者等日中一時支援事業利用（変更）申請書		年	月	日
草津市長	宛			
住 所				
氏 名		印		

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用者負担を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の課税状況について草津市職員が調査することを承諾します。

記							
申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日	
	氏 名 (個人番号)						
	住 所	電話番号（－）					
フリガナ		生年月日 年 月 日					
支給申請に係る 障害者等の氏名 (個人番号)		生年月日 年 月 日					
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号			
他のサービス 利用の状況	障害福祉 サービス	障害支援 区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間		
	利用中のサービスの種類と内容等						
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5		
介護保険		利用中のサービスの種類と内容等					

※裏面の「利用者の状況」も記入してください。

利 用 者 の 状 況

利用者氏名							男・女	
生 年 月 日	年	月	日	(現在 歳)				
住 所	〒－							
緊急連絡先	電話－							
手帳等について	・身体障害者手帳（種 級）障害名（） ・療育手帳（A 1・A 2・B 1・B 2） ・精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級） ・その他（）							
教育	・学校・幼稚園等在学中・（年）特別支援クラス・一般クラス ・学校卒業（年）特別支援クラス・一般クラス ・不就学							
通所先	施設名（）							
利用希望 事業所名								
利用希望回数	月	回	／週	回（曜日）	・	月 日利用開始希望		
長期休暇時 （夏季等）利用	（）希望する	希望回数（日）	（）希望しない					
医療的ケアや介護時の注意事項（できるだけ詳しく記入してください。）								
家族構成	氏 名	続柄	年齢	就労の有無 (常勤・パート)・学生	勤務時間	備考 (介護・送迎可能等)		

別添 2－1

様式第 3 号（第 7 条第 1 項関係）

草津市障害者等日中一時支援事業届出書

草津市長 宛 年 月 日

住 所
事業所名
代表者名
(電話)

年度草津市障害者等日中一時支援事業の実施を届けます。

事業を行う施設名			
所 在 地			
事業責任者	連絡先		
主たる対象者 (障害児・障害者または障害児)	定 員	人	
対象地域			
事業実施開始年月日			
サービス利用時間帯 (項目・時間等)			
事業内容			
職員体制			
施設設備			
実費負担			
備 考	<受入の可否> ※受け入れ可能な者にのみ記入してください。 重度心身障害 ・ 医療的ケア 発達行動障害 ・ 車椅子利用者		

(注) 実費負担には食費、原材料費など実費負担金額を記入してください。

別添 2－2

様式第 3 号（第 7 条第 1 項関係）

草津市障害者等日中一時支援事業届出書

草津市長 宛 年 月 日

所
事業所名
代表者名 印
(電話)

草津市障害者等日中一時支援事業の実施を届けます。

事業を行う施設名			
所 在 地			
事業責任者	連絡先		
主たる対象者	定 員	人	
対象地域			
事業実施開始年月日			
サービス利用時間帯 (項目・時間等)			
事業内容			
職員体制			
施設設備			
実費負担			
備 考			

(注) 実費負担には食費、原材料費など実費負担金額を記入してください。

別添 3－1

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市重度障害者大学修学支援事業利用申請書

草津市長 宛 年 月 日

申請者 住所
氏名

草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用者負担を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の課税状況について草津市職員が調査することを承諾します。

申請者	フリガナ 氏 名 (個人番号)	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 (-)	
申請に係る 障害者等の氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日
	身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号

他のサービス 利用の状況	障害福祉 サービス	障害区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護	1 2 3 4 5
申請する支援 内容	利用予定 事業者名					
	支援内容					

別添 3－2

別記様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市重度障害者大学修学支援事業利用申請書

草津市長 宛 平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 印

草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用者負担を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の課税状況について草津市職員が調査することを承諾します。

申請者	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 (-)	
申請に係る 障害者等の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号

他のサービス 利用の状況	障害福祉 サービス	障害区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護	1 2 3 4 5
申請する支援 内容	利用予定 事業者名					
	支援内容					

別添 4－1

様式第 3 号（第 7 条関係）

草津市重度障害者大学修学支援事業利用変更（廃止）届

年 月 日

草津市長 宛

住所

氏名

個人番号

草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり届けます。

記

氏 名	
生年月日	
住 所	
廃 止・ 変更内容	1 廃 止（理由： ） 2 氏名変更 3 住所変更 4 その他（ ）
旧 氏 名	
旧 住 所	

別添 4－2

様式第 3 号（第 7 条関係）

草津市重度障害者大学修学支援事業利用変更（廃止）届

年 月 日

草津市長 宛

住所

氏名 印

個人番号

草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり届けます。

記

氏 名	
生年月日	
住 所	
廃 止・ 変更内容	1 廃 止（理由： ） 2 氏名変更 3 住所変更 4 その他（ ）
旧 氏 名	
旧 住 所	

別添 5－1

様式第 4 号（第 9 条第 1 項関係）

草津市重度障害者大学修学支援事業届出書

年 月 日

草津市長 宛

住所

事業所名

代表者名

草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱第 9 条の規定により届けます。

事業所名	
事業所代表者名	
事業所住所	
電 話 番 号 ・ F A X 番 号	
障害福祉サービス重度 訪問介護事業者番号	
実施する支援内容	
職員体制	
自動車による移動支援	実施する ・ 実施しない
自動車による移動支援 を実施する場合の許可	道路運送法第 条第 項の許可を取得済み （許可書の写しを添付）
備 考	

別添 5－2

様式第 4 号（第 9 条第 1 項関係）

草津市重度障害者大学修学支援事業届出書

年 月 日

草津市長 宛

住所

事業所名

代表者名 印

草津市重度障害者大学修学支援事業実施要綱第 9 条の規定により届けます。

事業所名	
事業所代表者名	
事業所住所	
電 話 番 号 ・ F A X 番 号	
障害福祉サービス重度 訪問介護事業者番号	
実施する支援内容	
職員体制	
自動車による移動支援	実施する ・ 実施しない
自動車による移動支援 を実施する場合の許可	道路運送法第 条第 項の許可を取得済み （許可書の写しを添付）
備 考	

(令和 6 年 4 月 1 日掲示済み)

草津市告示第132号

草津市障害者等相談支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者等相談支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者等相談支援事業実施要綱（平成18年草津市告示第211号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 <現行どおり> <改正前を削る> <改正前を削る>	第1条～第6条 <省略> <u>様式</u> <u>様式</u>

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第133号

草津市ファシリティマネジメント推進ワーキンググループ設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市ファシリティマネジメント推進ワーキンググループ設置要綱の一部を改正する要綱

草津市ファシリティマネジメント推進ワーキンググループ設置要綱（平成25年草津市告示第132号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> （組織） 第3条 会議は、次に掲げる所属の係長の中から市長が任命するものならびに <u>公共建築課長</u> および <u>公共建築課</u> ファシリティマネジメント推進係長をもって組織する。 （1）～（5） <現行どおり> （会議） 第4条 会議の議長は <u>公共建築課長</u> とし、議長は必要に応じ会議を招集し、会議を統括する。 2 <現行どおり> 3 会議の副議長は <u>公共建築課</u> ファシリティマネジメ	第1条～第2条 <省略> （組織） 第3条 会議は、次に掲げる所属の係長の中から市長が任命するものならびに <u>総務課長</u> および <u>総務課</u> ファシリティマネジメント推進係長をもって組織する。 （1）～（5） <省略> （会議） 第4条 会議の議長は <u>総務課長</u> とし、議長は必要に応じ会議を招集し、会議を統括する。 2 <省略> 3 会議の副議長は <u>総務課</u> ファシリティマネジメント

改正後	改正前
ント推進係長とし、議長に事故あるときは、その職務を代理する。 4 <現行どおり> (事務局) 第 5 条 会議の事務局は、<u>都市計画部公共建築課</u>に置く。 第 6 条 <現行どおり>	推進係長とし、議長に事故あるときは、その職務を代理する。 4 <省略> (事務局) 第 5 条 会議の事務局は、<u>総務部総務課</u>に置く。 第 6 条 <省略>

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 3 4 号

草津市営住宅の無断退去に関する処理要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市営住宅の無断退去に関する処理要綱の一部を改正する要綱

草津市営住宅の無断退去に関する処理要綱（平成 5 年草津市告示第 9 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 <現行どおり> (無断退去無断退去の推定および立入検査) 第 5 条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> (3) 立入検査は、<u>市営住宅課</u>職員 2 人以上で行い、立会者以外の者を入室させずに行うこと。 (4)～(6) <現行どおり> 第 6 条～第 7 条 <現行どおり> 別記様式第 1 号 <現行どおり> 別記様式第 2 号 (第 3 条第 4 号関係) (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 3 号 (第 4 条第 2 項関係) (別添 2－1 のとおり) 別記様式第 4 号 (第 4 条第 2 項関係) (別添 3－1 のとおり) 別記様式第 5 号 (第 5 条第 2 項第 1 号関係)	第 1 条～第 4 条 <省略> (無断退去無断退去の推定および立入検査) 第 5 条 <省略> 2 <省略> 3 <省略> (1)～(2) <省略> (3) 立入検査は、<u>住宅課</u>職員 2 人以上で行い、立会者以外の者を入室させずに行うこと。 (4)～(6) <省略> 第 6 条～第 7 条 <省略> 別記様式第 1 号 <省略> 別記様式第 2 号 (第 3 条第 4 号関係) (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 3 号 (第 4 条第 2 項関係) (別添 2－2 のとおり) 別記様式第 4 号 (第 4 条第 2 項関係) (別添 3－2 のとおり) 別記様式第 5 号 (第 5 条第 2 項第 1 号関係)

改正後	改正前
(別添 4－1 のとおり) 別記様式第 6 号（第 5 条第 2 項第 3 号関係） (別添 5－1 のとおり) 別記様式第 7 号（第 5 条第 3 項第 4 号関係） (別添 6－1 のとおり) 別記様式第 8 号（第 5 条第 3 項第 6 号関係） (別添 7－1 のとおり)	(別添 4－2 のとおり) 別記様式第 6 号（第 5 条第 2 項第 3 号関係） (別添 5－2 のとおり) 別記様式第 7 号（第 5 条第 3 項第 4 号関係） (別添 6－2 のとおり) 別記様式第 8 号（第 5 条第 3 項第 6 号関係） (別添 7－2 のとおり)

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

様式第 2 号（第 2 条第 4 号関係）

残 存 家 財 処 分 依 頼 書

年 月 日

草 津 市 長 様

市営住宅 団地 棟 号

入 居 者

わたしが市営住宅 団地 棟 号に放置した家財道具等については、

草津市において処分して下さるようお願いします。

なお、このことについて、後日、草津市に対して一切御迷惑をおかけしません。

別添 1－2

様式第 2 号（第 2 条第 4 号関係）

残 存 家 財 処 分 依 頼 書

年 月 日

草 津 市 長 様

市営住宅 団地 棟 号

入 居 者

わたしが市営住宅 団地 棟 号に放置した家財道具等については、

草津市において処分して下さるようお願いします。

なお、このことについて、後日、草津市に対して一切御迷惑をおかけしません。

別添 2－1

様式第 3 号（第 4 条第 2 項関係）

督 促 状（そ の １）

年 月 日

市営団地 団地 棟 号
様

草津市長 印

あなたは、年 月 日付けで使用を許可した市営住宅 団地
棟 号に 年 月ごろから入居している様子がなく、家賃につ
いても 年 月分から 年 月分まで金 円が滞納とな
っていますので、 年 月 日までに草津市建設部市営住宅課へ不在の理由
を連絡するとともに、滞納家賃を納入してください。
なお、期日までに連絡がなく、家賃の納入もない場合には入居の意思がないものとして
住宅内の状況を調査のうえ、使用の許可を取り消し、残されている家財についても当方
で処理しますので御承知ください。

記

連 絡 先 草津市建設部市営住宅課
電話 077－563－1234(代表)

別添 2－2

様式第 3 号（第 4 条第 2 項関係）

督 促 状（そ の １）

年 月 日

市営団地 団地 棟 号
様

草津市長 印

あなたは、年 月 日付けで使用を許可した市営住宅 団地
棟 号に 年 月ごろから入居している様子がなく、家賃につ
いても 年 月分から 年 月分まで金 円が滞納とな
っていますので、 年 月 日までに草津市建設部住宅課へ不在の理由を連
絡するとともに、滞納家賃を納入してください。
なお、期日までに連絡がなく、家賃の納入もない場合には入居の意思がないものとして
住宅内の状況を調査のうえ、使用の許可を取り消し、残されている家財についても当方
で処理しますので御承知ください。

記

連 絡 先 草津市建設部住宅課
電話 077－563－1234(代表)

別添 3－1

様式第 4 号（第 4 条第 2 項関係）

督 促 状（そ の ２）

年 月 日

様

草津市長 印

あなたは、年 月 日付けで使用を許可した市営住宅 団地
棟 号に 年 月ごろから入居している様子がなく、家賃につ
いても滞納がありますので、年月日までに草津市建設部市営住宅課へ不在の理由を連絡
するとともに、滞納家賃を納入してください。
なお、期日までに連絡がなく、家賃の納入もない場合には入居の意思がないものとし
て住宅内の状況を調査のうえ、使用の許可を取り消しますので御承知ください。

記

連 絡 先 草津市草津三丁目13番30号
草津市建設部市営住宅課
電話 077－563－1234(代表)

別添 3－2

様式第 4 号（第 4 条第 2 項関係）

督 促 状（そ の ２）

年 月 日

様

草津市長 印

あなたは、年 月 日付けで使用を許可した市営住宅 団地
棟 号に 年 月ごろから入居している様子がなく、家賃につ
いても滞納がありますので、年月日までに草津市建設部住宅課へ不在の理由を連絡する
とともに、滞納家賃を納入してください。
なお、期日までに連絡がなく、家賃の納入もない場合には入居の意思がないものとし
て住宅内の状況を調査のうえ、使用の許可を取り消しますので御承知ください。

記

連 絡 先 草津市草津三丁目13番30号
草津市建設部住宅課
電話 077－563－1234(代表)

別添 4－1

様式第 5 号（第 5 条第 2 項第 1 号関係）

誓 約 書

年 月 日

草津市長 様

市営住宅 団地 棟 号

入居者

住 所

氏 名

(入居者との関係、続柄)

市営住宅 団地 棟 号入居者 が、同住宅を無断
で退去した件につきましては、私が責任をもって住宅返還手続きを代行します。また、住
宅内の残存家財についても、責任をもって引き取ります。

なお、このことについて、後日、草津市に対して一切御迷惑をおかけしません。

別添 4－2

様式第 5 号（第 5 条第 2 項第 1 号関係）

誓 約 書

年 月 日

草津市長 様

市営住宅 団地 棟 号

入居者

住 所

氏 名

(入居者との関係、続柄)

市営住宅 団地 棟 号入居者 が、同住宅を無断
で退去した件につきましては、私が責任をもって住宅返還手続きを代行します。また、住
宅内の残存家財についても、責任をもって引き取ります。

なお、このことについて、後日、草津市に対して一切御迷惑をおかけしません。

別添 5－1

様式第 6 号（第 5 条第 2 項第 3 号関係）

残 存 家 財 処 分 依 頼 書

年 月 日

草津市長 様

市営住宅 団地 棟 号

入居者

住 所

氏 名

(入居者との関係、続柄)

市営住宅 団地 棟 号入居者 が、同住宅を無断
で退去し、家財等が住宅内に放置されたままになっていますが、これらについては、草津
市において処分してくださるようお願いします。

なお、このことについて、後日、草津市に対して一切御迷惑をおかけしません。

別添 5－2

様式第 6 号（第 5 条第 2 項第 3 号関係）

残 存 家 財 処 分 依 頼 書

年 月 日

草津市長 様

市営住宅 団地 棟 号

入居者

住 所

氏 名

(入居者との関係、続柄)

市営住宅 団地 棟 号入居者 が、同住宅を無断
で退去し、家財等が住宅内に放置されたままになっていますが、これらについては、草津
市において処分してくださるようお願いします。

なお、このことについて、後日、草津市に対して一切御迷惑をおかけしません。

別添 6－1

様式第 7 号（第 5 条第 3 項第 4 号関係）

住 宅 内 状 況 調 書

年 月 日

入 居 名 義 人		団地名	団地	住宅番号	棟 号
検 査 年 月 日	年 月 日 時 分から 時 分まで				
検 査 職 員	職名 氏名				
	職名 氏名				
	職名 氏名				
立 会 人	住所 氏名				
	住所 氏名				
	住所 氏名				
概 況					
残されている家財等の状況					
電話の有無					
その他特記事項					

別添 6－2

様式第 7 号（第 5 条第 3 項第 4 号関係）

住 宅 内 状 況 調 書

年 月 日

入 居 名 義 人		団地名	団地	住宅番号	棟 号
検 査 年 月 日	年 月 日 時 分から 時 分まで				
検 査 職 員	職名 氏名 印				
	職名 氏名 印				
	職名 氏名 印				
立 会 人	住所 氏名 印				
	住所 氏名 印				
	住所 氏名 印				
概 況					
残されている家財等の状況					
電話の有無					
その他特記事項					

別添 7－1

様式第 8 号（第 5 条第 3 項第 6 号関係）

お 知 ら せ

当住宅は、管理の都合上、錠の交換を行い、住宅を閉鎖しています。

お問い合わせは、草津市建設部市営住宅課まで

電 話 番 号

077－563－1234

年 月 日

別添 7－2

様式第 8 号（第 5 条第 3 項第 6 号関係）

お 知 ら せ

当住宅は、管理の都合上、錠の交換を行い、住宅を閉鎖しています。

お問い合わせは、草津市建設部住宅課まで

電 話 番 号

077－563－1234

年 月 日

（令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 135 号

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱（平成 30 年草津市告示第 181 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 9 条 <現行どおり> 別記様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号 <現行どおり> 別記様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係） （別添 2－1 のとおり）	第 1 条～第 9 条 <省略> 別記様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号 <省略> 別記様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係） （別添 2－2 のとおり）

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 宛

サービス提供事業者

所 在 地 _____

名 称 _____ 印

代表者名 _____

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 4 条の規定により別紙利用者の保護者から委任を受けましたので同要綱第 5 条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請し、請求します。

交付申請額および請求額 _____ 円
(年 月 ～ 年 月分)

助成金の振り込み先

金融機関名	種 別
口座番号	
口座名義	

（他の添付書類）

- (1) 各月の利用実績および利用者負担額を証する書類
- (2) 児童発達支援等利用者負担額助成金に関する委任状（別記様式第 2 号）
- (3) 申請者との対象サービス利用契約書の写し
- (4) 国民健康保険団体連合会による対象サービスに係る障害福祉サービス費等給付費決定額が分かる書類

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 宛

サービス提供事業者

所在地 _____

名 称 _____ 印

草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 4 条の規定により別紙利用者の保護者から委任を受けましたので同要綱第 5 条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請し、請求します。

交付申請額および請求額 _____ 円

助成金の振り込み先

金融機関名	種 別
口座番号	
口座名義	

（他の添付書類）

- (1) 各月の利用実績および利用者負担額を証する書類
- (2) 児童発達支援等利用者負担額助成金に関する委任状（別記様式第 2 号）
- (3) 申請者との対象サービス利用契約書の写し
- (4) 国民健康保険団体連合会による対象サービスに係る障害福祉サービス費等給付費決定額が分かる書類

別添 2 - 1

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定および額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援等利用者負担額助成金については、草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金を交付することに決定し、併せてその額を決定したので通知します。

記

交付金額 _____ 円

以上

別添 2 - 2

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）

児童発達支援等利用者負担額助成金交付決定および額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援等利用者負担額助成金については、草津市児童発達支援等利用者負担額助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金を交付することに決定し、併せてその額を決定したので通知します。

記

交付金額 _____ 円

以上

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 6 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 の規定により次の者を指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年草津市規則第 1 6 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

事業者 の名称	事業所 の名称 および 所在地	指定年 月日	指定特 定相談 支援ま たは指 定障害 児相談 支援の 種類	事業の 主たる 対象者	事業所 番号
SUN NYS IDE 合同会 社	おひさ まほう す 滋賀県 草津市 山寺町 1 1 8 6 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日	指定特 定相談 支援、 指定障 害児相 談支援	知的障 害者、 障害児	指定特 定相談 支援事 業所 ： 2 5 3 0 6 0 0 0 9 3 指定障 害児相 談支援 事業所 ： 2 5 7 0 6 0 0 3 4 2

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 7 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の

28および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により次の者を指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

事業者 の名称	事業所 の名称 および 所在地	指定年 月日	指定特 定相談 支援ま たは指 定障害 児相談 支援の 種類	事業の 主たる 対象者	事業所 番号
一般社 団法人 n o - d e	B i v o u a c 滋賀県 草津市 野村一 丁目1 5―8 ファ ミール 草津2 03	令和6 年4月 1日	指定特 定相談 支援、 指定障 害児相 談支援	身体障 害者（ 視覚障 害、聴 覚障害、 内部障 害を除 く）、 知的障 害者、 精神障 害者、 障害児	指定特 定相談 支援事 業所 ：25 306 001 92 指定障 害児相 談支援 事業所 ：25 706 005 16

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第138号

令和6年3月4日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和6年度草津市一般会計予算等の要領は、次のとおりである。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

令和6年度草津市一般会計予算

令和6年度草津市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度草津市財産区特別会計予算

令和6年度草津市学校給食センター特別会計予算

令和6年度草津市介護保険事業特別会計予算

令和6年度草津市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度草津市水道事業会計予算

令和6年度草津市下水道事業会計予算

令和5年度草津市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度草津市水道事業会計補正予算（第3号）

令和5年度草津市下水道事業会計補正予算（第2号）

2 要領 略

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第139号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり委託することから、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市立草津駅西口第2自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 【住所】東京都渋谷区神南1-12-10 シダックス・カルチャービレッジ	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立草津駅西口第3自転車駐車場の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立草津駅西口第5自転車駐車場の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
放置自転車保管料の徴収事務	【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町9番24号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立草津駅前地下駐車場の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市立草津駅東自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター 【住所】滋賀県草津市草津三丁目13番75号	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
野村公園の使用料の徴収事務	【受託者】合同会社 草津市スポーツ振興事業体 【住所】滋賀県草津市下笠町161番地	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市立障害者福祉センターの使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目3番11号	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市立西一会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市西草津一丁目8番4号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立西一教育集会所の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立橋岡会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人熱と光 【住所】滋賀県草津市橋岡町165番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立橋岡教育集会所の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立新田会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人心輪 【住所】滋賀県草津市草津町1475番地2	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立新田教育集会所の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立常盤東総合センターの使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ハート&ライト 【住所】滋賀県草津市芦浦町70番地7	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立芦浦教育集会所の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立市民総合交流センターの使用料の徴収事務	【受託者】キラリエ草津運営共同事業体 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1番35号	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】キラリエ草津運営共同事業体 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1番35号	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市立志津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市青地町561番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立志津南まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津南学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市若草五丁目10番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立草津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】草津学区ひと・まちいきいき協議会 【住所】滋賀県草津市草津一丁目4番33号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市立大路まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】大路区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目9番11号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立渋川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立矢倉まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】矢倉学区未来のまち協議会 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立老上まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立老上西まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上西学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市矢橋町526番地1	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立玉川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 【住所】滋賀県草津市野路九丁目7番42号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立南笠東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番47号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立山田まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】山田学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市南山田町678番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立笠縫まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立笠縫東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市立常盤まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津川跡地公園（区間2）の使用料の徴収事務	【受託者】草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ 【住所】大阪府大阪市中央区南船場一丁目9番1号	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
草津川跡地公園（区間5）の使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）に規定する草津市立保育所および幼保連携型認定こども園の利用者負担額（保育料）の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）に規定する給食費の収納事務		令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市手数料条例別表第34項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】社会福祉法人滋賀同仁会養護老人ホーム大津老人ホーム 【住所】滋賀県大津市本宮二丁目6番22号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人グロー養護老人ホームきぬがさ 【住所】滋賀県東近江市五個荘川並町322番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人グロー老人ホームながはま 【住所】滋賀県長浜市加田町19番地6	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人たかしま会養護老人ホーム藤波園 【住所】滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人湖東会盲養護老人ホーム星光の里 【住所】滋賀県犬上郡多賀町中川原605番地2	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人大樹会養護老人ホーム金亀荘 【住所】滋賀県彦根市日夏町151番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
配食サービス利用料の徴収事務	【受託者】株式会社Hygge 配食のふれ愛 瀬田店 【住所】滋賀県大津市大萱2丁目22-17	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市生活サポート利用料の収納事務	【受託者】公益財団法人草津市シルバー人材センター 【住所】滋賀県草津市志那町2554番地1	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】企業組合労協センター事業団 草津地域福祉事務所 みんなの家 【住所】滋賀県草津市東草津一丁目2番35号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市草津町1446番地の1	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表第7項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】グリーンパーク草津株式会社 【住所】滋賀県草津市馬場町1200番地25	令和6年4月1日から令和15年3月15日まで
草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】株式会社アヤハディオ 【住所】滋賀県大津市におの浜一丁目1番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社エスサーフ 【住所】滋賀県大津市玉野浦6番30号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート野路中央店 【住所】滋賀県草津市野路東六丁目1番15号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社奥田商店 【住所】滋賀県草津市西大路町9番18号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】有限会社からすま農産 【住所】滋賀県草津市下物町1436番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社ココカラファインヘルスケア 【住所】神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津団地前店 【住所】滋賀県草津市草津町1903番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津野路店 【住所】滋賀県草津市野路東四丁目17番9号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津橋岡町店 【住所】滋賀県草津市橋岡町42番地13	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】シガドライ追分店 【住所】滋賀県草津市追分二丁目17番1号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社スギ薬局 【住所】愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】ファミリーマート草津南笠東店 【住所】滋賀県草津市南笠東四丁目3番5号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン近江草津バイパス店 【住所】滋賀県草津市野路東五丁目1番2号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン草津青地町店 【住所】滋賀県草津市青地町522番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン草津川原店 【住所】滋賀県草津市川原二丁目16番33号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン草津志那中店 【住所】滋賀県草津市志那中町17番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】合同会社CSM 【住所】滋賀県草津市野路七丁目18番1号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン草津野村5丁目店 【住所】滋賀県草津市野村五丁目4番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン草津パナソニック前店 【住所】滋賀県草津市野路東二丁目1番6号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン草津矢橋北店 【住所】滋賀県草津市矢橋町1813番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンイレブン草津若草店 【住所】滋賀県草津市若草一丁目6番5号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】大黒天物産株式会社 【住所】岡山県倉敷市西中新田297番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ダイキン福祉サービス株式会社 【住所】大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号大阪梅田ツインタワーズ・サウス	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社ツルハ 【住所】北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号	令和6年4月1日から令和6年5月14日まで
	【受託者】田中司法書士・土地家屋調査士事務所 【住所】滋賀県草津市橋岡町45番地3	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社ドン・キホーテ 【住所】東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】イズミヤ・阪急オアシス株式会社 【住所】大阪府豊中市岡上の町二丁目2番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社ヒキタ事務機 【住所】滋賀県草津市上笠三丁目17番9号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社ハズイ食料品店 【住所】滋賀県草津市西大路町9番7号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】イオンリテール株式会社 イオン草津店 【住所】滋賀県草津市新浜町300番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】有限会社ファイブスター ハッピー六原草津店 【住所】滋賀県草津市上笠二丁目27番5号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社クスリのアオキ 【住所】石川県白山市松本町2512番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社キリン堂 【住所】大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】中部薬品株式会社 【住所】岐阜県多治見市高根町四丁目29番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津大路二丁目店 【住所】滋賀県草津市大路二丁目12番11号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津湖南農業高校前店 【住所】滋賀県草津市草津町1670番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津下笠店 【住所】滋賀県草津市下笠町335番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン南草津店 【住所】滋賀県草津市野路一丁目9番14号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津追分町店 【住所】滋賀県草津市追分一丁目5番21号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津野村一丁目店 【住所】滋賀県草津市野村一丁目2番5号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津南笠町店 【住所】滋賀県草津市笠山五丁目1番76号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津平井町店 【住所】滋賀県草津市平井一丁目10番2号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン名神高速PA下り店 【住所】滋賀県草津市笠山五丁目2番60号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津中学校前店 【住所】滋賀県草津市草津三丁目14番16号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブンーイレブン草津南笠東店 【住所】滋賀県草津市南笠東一丁目5番27号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート大津大将軍店 【住所】滋賀県大津市大将軍一丁目8番10号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社CSユニット ファミリーマート草津渋川店 【住所】滋賀県草津市大路一丁目10番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社CSユニット ファミリーマート草津西大路店 【住所】滋賀県草津市大路一丁目10番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社CSユニット ファミリーマート草津大路1丁目店 【住所】滋賀県草津市大路一丁目10番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート南草津駅西口店 【住所】滋賀県草津市南草津二丁目1番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津駒井沢店 【住所】滋賀県草津市駒井沢町220番地3	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津追分店 【住所】滋賀県草津市追分四丁目8番15号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津岡本町店 【住所】滋賀県草津市岡本町226番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津野村店 【住所】滋賀県草津市野村八丁目5番17号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】ファミリーマート南草津二丁目店 【住所】滋賀県草津市南草津二丁目7番2号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ローソン草津岡本町店 【住所】滋賀県草津市岡本町785番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ローソン南草津三丁目店 【住所】滋賀県草津市南草津三丁目2番24号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ローソン南笠東三丁目店 【住所】滋賀県草津市南笠東三丁目15番22号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ローソン草津野路九丁目店 【住所】滋賀県草津市野路九丁目8番10号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社秀静 【住所】京都府京都市山科区東野竹田10番地129	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ペア・ウェイ 【住所】滋賀県草津市新浜町556番地3	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】井上商店 【住所】滋賀県草津市西大路町11番地6	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】特定非営利活動法人アイ・コラボレーション 【住所】滋賀県草津市草津二丁目5番16号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社川源 【住所】滋賀県草津市草津一丁目2番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】特定非営利活動法人きらら 【住所】滋賀県草津市北山田町304番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社駅前米屋 【住所】滋賀県草津市大路一丁目8番15号クロスアベニュー草津B-111	令和6年4月1日から令和6年4月30日まで
	【受託者】タカツ酒店 【住所】滋賀県草津市野村一丁目18番2号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】平井酒店 【住所】滋賀県草津市北山田町38番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】マルイ商事株式会社 【住所】滋賀県草津市駒井沢409番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社エムエムエス 【住所】滋賀県草津市上笠四丁目7番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社吉岡ビル 【住所】滋賀県草津市若竹町1番地13	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ピアゴ一里山店 【住所】滋賀県大津市一里山七丁目1番1号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津駅東口店 【住所】滋賀県草津市大路一丁目2番9号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート南草津駅前店 【住所】滋賀県草津市南草津一丁目1番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ファミリーマート草津綿帆船島前店 【住所】草津市矢橋町1842番1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社結 【住所】滋賀県草津市野路一丁目7番21号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】株式会社ユタカファーマシー 【住所】岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社コスモス薬品 【住所】福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】ウエルシア薬局株式会社 【住所】東京都千代田区外神田二丁目2番15号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社トライアルカンパニー 【住所】福岡県福岡市東区多の津一丁目12ー2	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務	【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】老上西学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市矢橋町526番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】レーク滋賀農業協同組合 【住所】滋賀県大津市打出浜14番1号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】セブニーイレブン草津南笠東店 【住所】滋賀県草津市南笠東一丁目5番27号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】志津まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市青地町561番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】志津南学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市若草五丁目10番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】スター株式会社 【住所】滋賀県栗東市辻527番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社西友 【住所】東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】特定非営利活動法人ハート&ライト 【住所】滋賀県草津市芦浦町70番地7	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社バロー 【住所】岐阜県多治見市大針町661番地の1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社ビバ 【住所】京都府京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社平和堂 【住所】滋賀県彦根市西今町1番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】マックスバリュ東海株式会社マックスバリュ駒井沢店 【住所】滋賀県草津市駒井沢町78番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】株式会社マツヤスーパー 【住所】京都府京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務	【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番47号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】矢倉学区未来のまち協議会 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】山田学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市南山田町678番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市草津町1446番地の1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】特定非営利活動法人 心輪 【住所】滋賀県草津市草津町1475番地2	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】特定非営利活動法人 熱と光 【住所】滋賀県草津市橋岡町165番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
	【受託者】コーナン商事株式会社 【住所】大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市手数料条例別表第9項第3号に規定する手数料の徴収事務	【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町9番24号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市手数料条例別表第25項および第26項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】公益社団法人滋賀県獣医師会 【住所】滋賀県大津市松本一丁目2番20号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市手数料条例別表第32項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】有限会社草津介護センター 【住所】滋賀県草津市西渋川一丁目15番10号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市手数料条例別表第33項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】株式会社フジヤクリーニング 【住所】滋賀県大津市月輪一丁目13番12号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市手数料条例別表第36項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】医療法人コス小児科 【住所】滋賀県草津市野村八丁目3番10号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会医療法人誠光会淡海医療センター 【住所】滋賀県草津市矢橋町1660番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市営住宅家賃の徴収事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市営住宅駐車場使用料の徴収事務		令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務	【受託者】労働者協同組合労協センター事業団 【住所】東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務	【受託者】社会福祉法人草津保育園 【住所】滋賀県草津市東矢倉一丁目3番22号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人あさひ 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番40号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人良友会 【住所】滋賀県草津市平井二丁目13番3号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人志津保育園 【住所】滋賀県草津市青地町946番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人淡海すぎのこ会 【住所】滋賀県草津市木川町591番地1	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人ご縁会 【住所】滋賀県草津市青地町1248-4	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人スポキッズ 【住所】長崎県諫早市城見町3番16号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市手数料条例別表第37項に規定する手数料の徴収事務 草津っ子サポート事業の利用料の徴収事務	【受託者】社会福祉法人 寿会 【住所】草津市志那中町25番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人 ディフェンス 【住所】草津市草津二丁目9番4号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市手数料条例別表第37項に規定する手数料の徴収事務 草津っ子サポート事業の利用料の徴収事務	【受託者】ピース株式会社 【住所】草津市駒井沢町375-33	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人宅老所おかえり 【住所】草津市上笠四丁目14-3-3-C	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】ヘルパーステーションあじさい株式会社 【住所】草津市青地町983	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】有限会社 ムラセ薬局 【住所】草津市野路一丁目14番38-201号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】株式会社いまここ 【住所】草津市上笠三丁目28番2号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】有限会社 オフィス 豆の木 【住所】草津市大路一丁目7番1-3103号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市営火葬場の使用料の徴収事務	【受託者】企業組合 労協センター事業団 草津地域福祉事業所 みんなの家 【住所】草津市東草津一丁目2番35号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】邦英商興・タカラビルメン共同グループ 【住所】代表団体 邦英商興株式会社 愛知県名古屋市中区志賀一丁目18番 構成団体 タカラビルメン株式会社 茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料の収納事務（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）	【受託者】株式会社エフレジ 【住所】大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA	令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
学校給食費の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく子宮頸がん検診に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市縄一丁目10番7号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく乳がん検診に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県病院協会 【住所】滋賀県大津市京町四丁目3-28	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく妊婦歯科健康診査に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区 【住所】滋賀県草津市西大路8-11	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく妊婦歯科健康診査に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区 【住所】滋賀県草津市西大路8-11	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく節歯科健康診査に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区 【住所】滋賀県草津市西大路8-11	令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく各種健康診査にかかる受診料（集団検診方式）の徴収事務	【受託者】一般財団法人近畿健康管理センター 【住所】滋賀県栗東市小野501-1	令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市予防接種要綱に基づく高齢者肺炎球菌予防接種および高齢者インフルエンザ予防接種に係る接種料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市縄一丁目10番7号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】一般社団法人滋賀県病院協会 【住所】滋賀県大津市京町四丁目3-28	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】一般社団法人草津栗東医師会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1-35	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【委託者】医療法人希会 きぼうクリニック 【住所】草津市南草津ブリムタウン4丁目8番2 1階	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税および軽自動車税の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
介護保険料の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
後期高齢者医療保険料の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）に規定する私立保育園の利用者負担額（保育料）の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市手数料条例別表第30項に規定する手数料の徴収事務 産後ケア事業の利用料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東医師会 【住所】草津市大路二丁目1番35号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】医療法人真心会野村産婦人科 【住所】湖南市柑子袋611	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】うたな助産所 【住所】近江八幡市牧町808	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】磯部助産院 【住所】蒲生郡竜王町山之上5287	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	【受託者】共同助産所 お産子の家 【住所】東近江市八日市緑町17-5	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
証明書等自動交付サービスに係る証明書交付手数料の徴収事務	【受託者】地方公共団体情報システム機構 【住所】東京都千代田区一番町25番地	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第140号

草津市湖南圏地域生活支援拠点等整備事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市湖南圏地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に基づき、障害者の重度化および高齢化による「親亡き後」の生活の安心を見据え、障害者または障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活への移行および地域生活の継続を推進し、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる拠点の整備を図ることを目的として、草津市、守山市、栗東市および野洲市（以下「湖南圏域」という。）において実施する地域生活支援拠点等整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、基本指針第1第1条第3項に規定する地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の体制に限る。）をいう。

2 前項の規定によるほか、この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、草津市とし、湖南圏域において共同して実施運営することができるものとする。ただし、市長は、その一部または全部を基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者（以下これらを「受託事業者」と総称する。）に委託することができる。

(対象者)

第4条 本事業の対象となる者は、次に掲げる者のうち、市内に住所を有するものとする。

- (1) 法第4条第1項に規定する障害者または同条第2項に規定する障害児
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者（事業内容）

第5条 本事業は、湖南地域障害児・者サービス調整会議において、地域の現状分析、必要な地域生活支援拠点等機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針の検討等を行うものとし、検討した結果を踏まえ、次に掲げる機能を分担して実施する。

- (1) 相談 緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握および登録し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保し、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の対応を要する等の場合に必要サービスのコーディネートおよび相談その他必要な支援を行う機能
 - (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、事故、急病等による介護者の不在、障害者等の障害の特性に起因する状態変化等の際の緊急時の障害者等の受け入れ（受入れを行う日前2日以内に要請を受け、かつ、原則として7日間を限度として受け入れるものに限る。）、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
 - (3) 体験の機会・場 障害者等が養護者等からの自立や病院または入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会や体験の場を提供する機能
 - (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケア、強度行動障害等の専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能
 - (5) 地域の体制づくり 障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制を確保し指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能
- （地域生活支援拠点等機能を担うことができる事業者）

第6条 前条に掲げる地域生活支援拠点等機能を担うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者（以下、「事業者」という。）とし、当該事業者が運営する事業所の運営規程に本事業を行う旨を定めるものとする。

- (1) 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者または指定障害者支援施設の指定を受けている事業者
- (2) 法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者
- (3) 法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業者
- (4) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者